

議案第72号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第43条第2項中「保育士」の次に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。第65条において同じ。）」を加える。

第112条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附則第2条中「この条」の次に「及び附則第7条」を加え、同条ただし書中「保育士」の次に「（設備運営基準第33条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、附則第4条又は附則第5条の規定により保育士とみなされる者及び設備運営基準第33条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第6条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項」に改め、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附則第9条を附則第10条とし、附則第8条を附則第9条とする。

附則第7条の前の見出しを削り、同条を附則第8条とし、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第6条の次に次の1条を加える。

第7条 第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第3項及び附則第2条の規定により特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（設備運営基準第49条第15項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。）及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（設備運営基準第33条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法第45条第2項の内閣府令で定める基準の変更等に伴い、所要の改正をしようとするものである。